

義務付け・枠付けの見直しに係る条例制定状況調査（第6回）の概要

平成27年 3月
内閣府地方分権改革推進室

1. 条例制定状況調査の概要

- 第3次一括法(主に平成26年4月施行)により、従来は全国一律であった職員の資格・定数等に関する基準が、条例に委任されたこと等を受け、平成25年度末時点での条例の制定状況、独自基準の制定状況等について調査を実施。
- また、第1次・第2次一括法等による施設・公物設置管理基準等に係る独自基準について、前回調査を行った平成25年4月以降の改正事項に係る調査を実施。
⇒ 全国の全ての都道府県・市区町村(1,788団体)から回答を得た。

※ 第3次一括法の施行日 平成26年4月1日

ただし、以下の法律については、施行の日から起算して1年を超えない期間内(平成27年3月31日まで)において、経過措置が設けられている。

民生委員法(民生委員の定数等)・消防組織法(消防長及び消防署長の資格)・介護保険法(地域包括支援センターの基準等)

改正後の規定に基づく条例が制定施行されるまでの間は、なお従前の例による、または省令で定める基準は条例で定める基準とみなされる。

2. 調査結果の概要

- 条例の制定(平成26年度中に条例を制定する予定を含む)のほか、条例の委任を受けた規則の改正・制定等により、全ての団体において必要な対応が既に取りられている。

- 第3次一括法による地方独自の基準の主な例

- ・地域包括支援センターの基準

介護予防支援等の提供に当たっての留意点として、オリーブを加工した食品を積極的に活用した健康づくりを追加 等
(香川県小豆島町)

- ・地方青少年問題協議会の委員の資格

社会教育・学校教育・警察及び防犯関係者、青少年の指導及び育成に資する活動を行う者並びに学識経験のある者から任命(岩手県西和賀町)

- ・社会教育委員の資格

公募委員を追加(北海道旭川市、岩手県雫石町 等多数)

国の基準と異なる地方独自の基準の例

○ 第3次一括法による独自の内容を含む条例の制定状況

従来 ⇒ 条例による独自基準

地方青少年問題協議会の会長及び委員の資格

- ・地方青少年問題協議会の委員の要件: 地方公共団体の議会の議員、関係行政機関の職員及び学識経験者
⇒ ①社会教育の関係者、②学校教育の関係者、③警察及び防犯の関係者、④青少年の指導及び育成に資する活動を行う者、⑤学識経験のある者 のうちから任命(岩手県西和賀町)

居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者に関する人員・運営基準、地域包括支援センターの基準

- ・記録の保存期間: 2年 ⇒ 5年
- ・介護予防支援等の提供に当たっての留意点: 生活の質の向上等 ⇒ オリーブを加工した食品を積極的に活用した健康づくり を追加
- ・非常災害時の体制: 基準なし ⇒ サービス提供事業所、消防団、地域住民との非常災害時の連携協力体制づくりを追加
(以上、香川県小豆島町)
- ・居宅介護支援事業者と地域包括支援センターとの連携を明記(岡山市)
- ・居宅介護支援事業者のサービスの質の評価方法: 自主評価 ⇒ 第三者評価を追加(岡山県倉敷市)
- ・介護予防支援事業者による介護予防サービス計画の作成: 市コミュニティケア会議に付議することを義務付け(埼玉県和光市)

消防長及び消防署長の資格

- ・消防長の資格: 政令で定める資格を有する者
⇒ 次の者を追加 部長職に1年以上あり、かつ、防災担当課長職に1年以上あった者
課長職に4年以上あり、かつ、防災担当課長職に1年以上あった者 (沖縄県名護市、他類似の条例制定多数)

社会教育委員の資格

- ・社会教育委員の資格: 学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者
⇒ 「公募委員」を追加 (北海道旭川市、岩手県雫石町 等多数)

国の基準と異なる地方独自の基準の例

○ 第1次・第2次一括法等による施設・公物設置管理基準等に係る条例の制定状況

平成25年4月以降、62団体が新たに条例を改正

委員の任命基準に「公募委員」を追加

- ・公民館運営審議会委員、図書館協議会員、博物館協議会員の任命基準:「公募による市民」を追加（埼玉県さいたま市）

移動等の円滑化の基準

- ・都市公園におけるバリアフリーの基準(園路及び広場の出入り口の基準):①路面は平たんで濡れても滑りにくい仕上げとすること、②警告に用いる点状ブロックの敷設、異なる舗装材の使用等により道路との境界を明示すること、等を追加
- ・歩道等に設ける縁石の車道等に対する高さ:15センチメートル以上
⇒ 15センチメートルを標準とし、高齢者や障がい者に対する観点から、現地の特性を踏まえ必要に応じて縁石の車道等に対する高さを減少させることができることとした（以上、東京都三鷹市等）

道路構造及び道路標識に関する基準

- ・停車帯を設ける第4種(市道)の2車線道路の設計基準交通量(同交通量を超過すると4車線以上の道路を造る必要がある):交通実態を踏まえた道路整備の観点から、実測データ等を活用して基準策定（例）第1級(計画交通量10,000台/日以上)12,000台/日 ⇒ 22,000台/日
- ・警戒標識:政令に定める基準の寸法の1.3倍、1.6倍又は2倍にそれぞれ拡大し、又は3分の2まで縮小することができる(以上、東京都三鷹市等)

公営住宅の入居基準

- ・公営住宅の単身入居可能なDV被害者の要件:「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の一部改正に伴い、「生活の本拠を共にしている交際相手からの暴力の被害者」を追加（石川県、神奈川県藤沢市、富山県魚津市 等）

暴力団排除規定の制定

- ・生活保護法、社会福祉法、老人福祉法に基づく設備及び運営に関する基準:暴力団排除規定を制定（富山県）
- ・保育所の設備及び運営に関する基準:保育所の管理者から暴力団員、暴力団員と関係する者等を排除する規定を制定（佐賀県）
- ・社会福祉法、生活保護法、児童福祉法等に基づく各条例:暴力団排除規定を制定（愛知県豊橋市、大阪府高槻市）

原子力災害に係る防災計画の策定の義務付け

- ・原子力発電所の周辺市町においては、児童福祉施設、老人福祉施設、介護施設等における非常災害対策を詳細に規定し、原子力災害に係る防災計画の策定を義務づけ（佐賀県）